

和解条項

- 1 被告兼反訴原告（以下「被告」という。）は、原告兼反訴被告（以下「原告」という。）が別紙物件目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）の所有権を有することを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、静岡地方裁判所沼津支部令和 5 年（ワ）第 532 号不当利得返還請求事件の解決金として 71 万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 8 年 3 月 31 日限り、原告の発行する納入通知書により、指定する金融機関に納付する。
- 4 原告は、被告に対し、本日（令和 8 年 3 月 13 日）、本件各土地を代金 182 万円で売り、被告はこれらを買受ける。
- 5 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 8 年 6 月 30 日限り、原告が次項の所有権移転登記手続をするのと引換えに、原告の発行する納入通知書により、指定する金融機関に納付する。
- 6 原告は、被告に対し、本件各土地につき、令和 8 年 6 月 30 日限り、被告から前項の金員の納付を受けるのと引換えに、本日（令和 8 年 3 月 13 日）の売買を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は被告の負担とする。
- 7 被告は、原告に対する静岡地方裁判所沼津支部令和 6 年（ヨ）第 15 号不動産仮処分命令申立事件を取り下げる。
- 8 原告は、被告に対し、被告が前項の事件について供託した担保（静岡地方法務局沼津支局令和 6 年度金第 62 号）の取消しに同意し、原告及び被告は、その取消決定に対し抗告しない。
- 9 原告は、用地買収を伴う公共工事の実施に当たり、誠実に職務を遂行するよう努める。
- 10 原告はその余の本訴請求を放棄し、被告は反訴請求をいずれも放棄する。
- 11 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、黒瀬橋橋脚の越境の有無に係る件については、この限りでない。
- 12 訴訟費用は各自の負担とする。

(別紙)

物件目録

- 1 所在 沼津市大岡字日吉町
地番 1556 番 19
地目 宅地
地積 20.09 平方メートル
- 2 所在 沼津市大岡字日吉町
地番 1556 番 20
地目 宅地
地積 26.53 平方メートル

以上